

**日高村第7期障害福祉計画**

**日高村第3期障害児福祉計画**

(案)

令和6(2024)年3月

日高村

---

## 目次

---

第1章 計画の基本的な考え方 .....	1
1 国の基本指針.....	1
2 日高村における障害(児)福祉計画の基本的な考え方.....	3
第2章 障害福祉計画の実施状況 .....	5
第3章 成果目標.....	11
第4章 日高村第7期障害福祉計画 .....	19
1 障害福祉サービスと地域生活支援事業について .....	19
2 障害福祉サービス等の実績及び見込量と確保方策 .....	21
3 地域生活支援事業の実績及び見込量と確保方策 .....	34
第5章 日高村第3期障害児福祉計画.....	42
1 障害児福祉サービスについて.....	42
2 障害児福祉サービス等の実績及び見込量と確保方策 .....	43
第6章 計画の推進体制と進行管理 .....	48
1 計画の進行管理.....	48
2 計画推進体制の充実.....	49
参考資料 .....	50
1 策定体制と経過 .....	51
2 日高村内の社会資源.....	53

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 国の基本指針

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に向けて、国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）の内容をまとめると、次のようになります。

### (1) 基本指針について

- 国（こども家庭庁・厚生労働省）は、令和5(2023)年5月に基本指針を告示しました。
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第87条第1項等の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるものです。
- 障害福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成する必要があります。
- 障害福祉計画は、3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能となりました。

### (2) 基本指針見直しのポイント

今回の見直しでは、基本的な考え方として地域生活の維持・継続と一般就労への移行が継続して課題となっています。また、障害者の重度化・高齢化やニーズの多様化をふまえ、サービス等の質の向上、障害福祉人材の確保、新たに強度行動障害・高次脳機能障害への支援体制や依存症対策の推進が課題となっています。

#### ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応
- ・強度行動障害を有する者への支援体制の充実
- ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

#### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者等の相談支援業務に関して、市町村における実施体制を整える重要性和当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性を基本指針本文に追記
- ・都道府県は、医療計画との整合性に留意し、計画策定することを基本指針本文に追記

③ **福祉施設から一般就労への移行等**

- ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定等
- ・就労選択支援の創設への対応
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・地域における障害のある人の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

④ **障害児のサービス提供体制の計画的な構築**

- ・市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- ・地域におけるインクルージョンの推進
- ・都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組の推進
- ・都道府県における医療的ケア児支援センターの設置
- ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築
- ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進

⑤ **発達障害者等支援の一層の充実**

- ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施養成者の推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーの地域支援機能の強化、強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

⑥ **地域における相談支援体制の充実強化**

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- ・「地域づくり」に向けた協議会の活性化

⑦ **障害者等に対する虐待の防止**

- ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

⑧ **「地域共生社会」の実現に向けた取組**

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画および重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築の推進

⑨ **障害福祉サービスの質の確保**

- ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
- ・都道府県による相談支援専門員、主任相談支援専門員及びサービス管理責任者等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

## ⑩ 障害福祉人材の確保・定着

・ICTやロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化や職場環境の整備の推進

## ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

・データに基づいた、地域における障害福祉の状況を正確に把握し、障害児・者にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を進める観点からの、よりきめ細かいニーズを把握

## ⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

・障害特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進

## ⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

## ⑭ その他：地方分権提案に対する対応

# 2 日高村における障害（児）福祉計画の基本的な考え方

日高村では、障害者施策の基本方針となる「障害者計画」を実行計画となる「障害福祉計画」「障害児福祉計画」と一体的に策定し、障害者施策の基本的方向性と具体的な取組について定め、様々な施策を展開してきました。

障害者施策は、上位計画となる「地域福祉計画」と整合を図るとともに、中期的なスパンから施策を構築しなければなりません。「日高村第5次障害者計画」の基本理念や方向性をふまえ、実行計画となる「第7次障害福祉計画」「第3次障害児福祉計画」では、より効果的な事業展開を図るため、地域の実情により、効果的にかつ、社会情勢等を反映した計画を維持する必要があります。

実行計画は、地域で安心して暮らすために必要な障害福祉サービスや地域生活支援事業等のサービス提供体制の充実を図り、障害のある方が自立した日常生活・社会生活を営むことができる社会の実現を目指す計画です。以下の考え方等を踏まえ、成果目標と活動指標を設定するとともに、サービスごとに見込量を定めて、必要なサービス量の確保を図り、計画を推進していきます。

## (1) 移動手段の確保

アンケート結果では、日ごろ生活するなかで、介助や支援が必要な人は、必要な介助・支援として、「外出」が最も多く選択されています。福祉サービスを使いたくても、住む場所等で送迎サービスやデマンドバスの利用が困難となるケースがみられます。

また、障害の有無に関係なく、通勤・通学・通院、買い物といった、日常生活を営むうえで必要な「外出」のための移動手段の確保が地域の課題となっています。

送迎や障害者も利用できる柔軟な地域交通の仕組みづくりを検討し、障害の有無に関係なく、運転免許返納後においても、住みやすい日高村をめざします。



## (2) 「親亡き後」を見据えた障がいのある人の支援

希望する将来の暮らしを実現するために必要なこととして、「病院や診療所が近くにあること」「いざというときに施設に入れること」「収入が確保できること」が多く挙げられています。

将来の就労は、社会的・経済的に自立するために重要な条件です。収入を確保するためには、生活力が必要になります。自分で起きて、身だしなみを整え、食事をするといった、生活リズムを整えていくことが重要になります。

また、本人・家族の高齢化や障害の重度化等で病院や施設利用にあたり、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していくことが必要になっています。さらに、障害のある人の権利や財産を保護するための成年後見体制の整備・充実、権利擁護の制度の利用を通して、生活の安心を確保できることが求められています。

これからは、障害のある人も支えられるだけでなく、時には支える側に回り、地域の協力体制をもにつくっていくことが大切です。親亡き後を見据え、住み慣れた地域で生活できるまちをめざし、生活力を支える基盤づくりに努めます。

## (3) 子どもへの支援

障害のある子どもや支援を必要とする子どもが健やかに成長していけるよう、その子どもの発達を促し、さまざまな能力を育てるために、できるだけ早期のうちに周囲の理解を得ながら適切な療育や支援を受けることが重要です。

就学前、学齢期、卒業・就職期など、ライフステージごとに、成長に応じた支援を提供し、その支援が継続・発展的に提供されることが必要となります。障害特性に応じた切れ目のない支援を図るとともに、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等とも連携した地域支援体制（インクルージョン）を強化し、子どもの成長発達を保障していく適切な支援の仕組みと実行体制づくりに努めます。

## (4) 顔の見える関係づくり

社会資源が少なく、選択肢も少ないことが、日高村の弱みである一方、「小回りがきいて顔の見える関係」が強みでもあります。

これまで大切にしてきたことや時代の流れや社会情勢の変化に対応しながら、「日高村の体制づくり」につながっています。一人ひとりのニーズに対応できる既存サービスの柔軟な運用や共生型サービスの体制づくりのための人材育成を長期的に取り組めます。



## 第2章 障害福祉計画の実施状況

日高村では、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、さまざまな障害者施策を行ってきました。

この計画では、国が令和2(2020)年5月に示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づいた成果目標を設定しています。成果目標に対する実績は、以下のとおりです。

### (1) 第6期障害福祉計画における成果目標の実績

#### ①福祉施設入所者の地域生活移行者数

区分	目標	実績
地域移行者数 (令和5年度末まで)	0人(0%)	0人

##### 【国の考え方】

・令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

区分	目標	実績
施設入所者の削減数 (令和5年度末まで)	0人(0%)	1人

##### 【国の考え方】

・令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

##### 【日高村の現状】

・高齢化により日常的な介護が必要となったため、介護保険施設へ移行。

## ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	目標	実績
協議の場の設置	0か所	1か所

### 【国の考え方】

・令和2(2020)年度末までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

### 【日高村の現状】

- ・新たな協議会の設置はしていないが、必要に応じて精神障害者の退院支援スタッフによる支援会議を随時開催。
- ・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築については自立支援協議会(専門部会及び本会)で協議。

### ■活動指標

項目	単位	計画/実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
各年度における協議回数	回	1/0	1/0	1/3
各年度における協議の場への関係者の参加者数	人	10/0	10/0	10/32
各年度における協議の場の目標設定	-	1/0	1/0	1/0
各年度における協議の場の評価の実施回数	回	1/0	1/0	1/3
精神障害者の地域移行支援	人/月	1/0	1/0	1/0
精神障害者の地域定着支援	人/月	0/0	0/0	0/0
精神障害者の共同生活援助	人/月	0/0	0/0	0/0
精神障害者の自立生活援助	人/月	0/0	0/0	0/0

### 【日高村の現状】

・新型コロナウイルス感染症対策として令和3年～4年は自立支援協議会が未開催。

## ③地域生活拠点等の整備支援

区分	目標	実績
地域生活支援拠点等の整備か所数	整備	未整備
構成市町村	中央西圏域	—

### 【国の考え方】

・令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

### 【日高村の現状】

・国、県の方向性に従い、関係機関とともに体制整備に取り組むが、単独設置は困難だと判断している。

## ④福祉施設から一般就労への移行等

### ■全体数

区分	目標	実績
令和5年度末の福祉就労から一般就労への移行者数	3人	5人

#### 【国の考え方】

・福祉施設から一般就労への移行の推進のため、令和5年度中に就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）を通じて一般就労への移行する人数を、令和元年度実績の1.27倍以上を達成することを基本とする。

#### 【日高村の現状】

・令和5年11月現在で、就労移行支援事業と就労継続支援A型・B型を利用している人のうち、一般就労への移行（見込）をした人を計上。

### ■就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数

区分	目標	実績
令和5年度末の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	1人	3人

#### 【国の考え方】

・就労移行支援事業 令和元年度実績の1.3倍以上の達成を基本とする。

#### 【日高村の現状】

・令和5年11月時点で、就労移行支援事業を利用している人のうち、一般就労への移行（見込を含む）をした人数を計上。

### ■就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数

区分	目標	実績
令和5年度末の継続支援A型を通じた一般就労への移行者数	0人	1人

#### 【国の考え方】

・就労継続支援A型 令和元年度実績の概ね1.26倍以上をめざす。

#### 【日高村の現状】

・令和5年11月現在で、就労継続支援A型を利用している人のうち、一般就労への移行（見込含む）をした人数。

### ■就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数

区分	目標	実績
令和5年度末の継続支援B型を通じた一般就労への移行者数	2人	1人

#### 【国の考え方】

・就労継続支援B型 令和元年度実績の概ね1.23倍以上をめざす。

#### 【日高村の現状】

・令和5年11月現在で、就労継続支援B型を利用している人のうち、一般就労への移行（見込含む）をした人数を計上。

■就労移行支援事業等を通じて一般就労した人の就労定着支援事業利用率

区分	目標	実績
令和5年度末の就労移行支援事業等を通じて一般就労した人の就労定着支援事業利用率	無	0

【国の考え方】

・就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

【日高村の現状】

・就労定着支援事業提供事業者がないため実績なし。

■就労移行支援事業所の就労定着率

区分	目標	実績
令和5年度末の就労移行支援事業所の就労定着率が8割以上の事業者数	無	0

【国の考え方】

・就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

【日高村の現状】

・就労定着支援事業提供事業者がないため実績なし。

⑤相談支援体制の充実・強化等

項目	目標	実績
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保 (基幹相談支援センターの設置)	有	有 (健康福祉課が機能を担う)

【国の考え方】

・令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。

【日高村の現状】

・基幹型相談支援センター機能は健康福祉課の障害担当職員によりその機能を担っている。

⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための 取組に係る体制の構築

項目	目標	実績
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	有	有 (健康福祉課が機能を担う)

【国の考え方】

・令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

【日高村の現状】

・支援計画作成にあたり相談支援専門員への助言や、自立支援協議会専門部会での意見交換の機会をとおし取組の見直しや強化に取り組んでいる。

## (2) 第2期障害児福祉計画における成果目標の実績

### ①障害児支援提供体制の整備等

#### ■児童発達支援センターの設置

項目	目標	実績
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所

#### 【国の考え方】

・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

#### 【日高村の現状】

・設置済。

#### ■保育所等訪問支援事業の充実

項目	目標	実績
保育所等訪問支援事業の充実	構築済	令和5年度より取組

#### 【国の考え方】

・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

#### 【日高村の現状】

・構築済 2園で3名が利用（見込含む）。

### ②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項目	目標	実績
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保	状況に応じて設置予定	対象無による未設置

#### 【国の考え方】

・令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

#### 【日高村の現状】

・対象児がないので未実施。

### ③医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置

項目	目標	実績
関係機関による連携・協議の場の設置	状況に応じて設置予定	対象無による未設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	状況に応じて設置予定	対象無による未配置

#### 【国の考え方】

・令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。

#### 【日高村の現状】

・対象児がないので未実施。

■活動指標

項目	単位	計画/実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングの受講者数	人	0/0	0/0	0/0
ペアレントプログラムの受講者数	人	0/0	0/0	0/0

【日高村の現状】

・行政としては未実施。児童発達支援センターなどの事業実施の場面では、保護者に養育面での助言などを行っている。

## 第3章 成果目標

国が令和5(2023)年5月に示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、障害福祉計画における成果目標を次のように設定します。

### (1) 福祉施設入所者の地域生活移行者数

#### ○成果目標

区分	目標	備考
地域移行者数 (令和8年度末まで)	0人 (0.0%)	<u>国の考え方</u> ・令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。 <u>日高村における設定方法</u> ・入所者の状況や地域移行の体制整備の状況により、総合的に判断する。
施設入所者の削減数 (令和5年度末まで)	0人 (0.0%)	<u>国の考え方</u> ・令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。 <u>日高村における設定方法</u> ・入所者の状況や地域移行の体制整備の状況により、総合的に判断する。

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ○成果目標

項目	実績	取組状況
協議の場の設置状況	1か所	協議の場は設置していないが、ケースに応じて関係機関と協議している。 また、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築については自立支援協議会で協議している。

### ○活動指標

項目	単位	計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
各年度における協議回数	回	3	3	3
各年度における協議の場への関係者の参加者数	人	32	32	32
各年度における協議の場の目標設定	有無-	有	有	有
各年度における協議の場の評価の実施回数	回	1	1	1
精神障害者の地域移行支援	人	0	0	0
精神障害者の地域定着支援	人	0	0	0
精神障害者の共同生活援助	人	0/0	0/0	0/0
精神障害者の自立生活援助	人	0/0	0/0	0/0
備考	自立支援協議会 本会 1回:障害福祉計画及び障害児福祉計画の進捗管理 専門部会 2回:村内関係機関との意見交換・課題整理			

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### ○成果目標・活動指標

区分	目標	備考
地域生活支援拠点等の整備か所数	1か所	<u>国の考え方</u> ・令和8年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備する。 <u>日高村における設定方法</u> ・国、県の方向性に従い、関係機関とともに体制整備に取り組む。
構成市町村	中央西圏域	
コーディネーターの配置人数	人	<u>国の考え方</u> ・コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 <u>日高村における設定方法</u> ・国、県の方向性に従い、関係機関とともに体制整備に取り組む。
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	回	
強度行動障害を有する障害者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制の整備状況	か所	<u>国の考え方</u> ・令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。 <u>日高村における設定方法</u> ・国、県の方向性に従い、関係機関とともに体制整備に取り組む。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行

### ○成果目標

#### ■全体数

項目	目標	備考
令和8年度末の福祉施設から一般就労への移行者数	2人	<u>国の考え方</u> ・令和8年度中に就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）を通じて一般就労への移行する人数を、令和3年度実績の1.28倍以上とする。 <u>日高村における設定方法</u> ・令和5年11月時点で、就労移行支援事業と就労継続支援B型を利用している人のうち、一般就労への移行を検討している人。

#### ■就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数

項目	目標	備考
令和8年度末の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	1人	<u>国の考え方</u> ・就労移行支援事業令和3年度実績の1.31倍以上の達成を基本とする。 <u>日高村における設定方法</u> ・令和5年11月時点で、就労移行支援事業を利用している人のうち、一般就労への移行を検討している人。

#### ■就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数

区分	目標	備考
令和8年度末の就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数	0人	<u>国の考え方</u> ・就労継続支援A型令和3年度実績の概ね1.29倍以上とする。 <u>日高村における設定方法</u> ・令和5年度実績0人×1.29倍=0人

#### ■就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数

区分	目標	備考
令和8年度末の就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数	1人	<u>国の考え方</u> ・就労継続支援B型令和3年度実績の概ね1.28倍以上とする。 <u>日高村における設定方法</u> ・令和5年11月末時点で就労継続支援B型を利用している人のうち一般就労を検討している人。

■就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業者の割合

区分	目標	備考
令和8年度に、就労移行支援事業等を通じて一般就労した人の就労定着支援事業利用率	10%	<p><u>国の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。</li> </ul> <p><u>日高村における設定方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国、県の方向性に従い、関係機関とともに体制整備に取り組む。</li> </ul>

■就労移行支援事業等を通じて一般就労した人の就労定着支援事業の利用者数

区分	目標	備考
就労定着支援事業の利用者数	3人	<p><u>国の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍とする。</li> </ul> <p><u>日高村における設定方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度実績2人×1.41倍=2.82人。</li> </ul>

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

### ○成果目標

項目	目標	備考
児童発達支援センターの設置	1か所	<u>国の考え方</u> ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 <u>日高村における設定方法</u> ・設置済※
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	構築済	<u>国の考え方</u> ・児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。 <u>日高村における設定方法</u> ・構築済※
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保	状況に応じて設置予定	<u>国の考え方</u> ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 <u>日高村における設定方法</u> ・国の方向性に従い、関係機関とともに確保に取り組む。
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	状況に応じて設置予定	<u>国の考え方</u> ・令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。 <u>日高村における設定方法</u> ・国の方向性に従い、関係機関とともに確保に取り組む。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	状況に応じて設置予定	

### ○活動指標

項目	単位	計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングの受講者数	人	0	0	0
ペアレントプログラムの受講者数	人	0	0	0
ペアレント・メンターの人数	人	0	0	0
ピアサポート活動への参加人数	人	0	0	0

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

### ○成果目標

#### ■基幹相談支援センターの設置

項目	目標	備考
基幹相談支援センターの設置	か所	<p><u>国の考え方</u></p> <p>・令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。</p> <p><u>日高村における設定方法</u></p> <p>・健康福祉課の障害担当職員によりその機能を担っているため、単独で設置はしない。</p>

#### ■基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

項目	単位	計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	回	12	12	12
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	12	12	12
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	3	3	3
個別事例の支援内容の検証実施回数	回	12	12	12
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	0	0	0

#### 国の考え方

・基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。

#### 日高村における設定方法

- ・基幹型相談支援センター機能は健康福祉課の障害担当職員によりその機能を担っている。
- ・相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言や個別事例の検証、相談支援専門員の人材育成支援などについては、毎月のモニタリングや支援計画作成をとおして実施。
- ・相談機関との連携強化については日常的な取組をとおして取り組むが、自立支援協議会においてそれぞれの役割などについて確認する機会を持つ。

■協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

項目	単位	計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回	1	1	1
参加事業者・機関数	機関	1	3	3
協議会の専門部会の設置数	部会数	2	2	2
協議会の専門部会の実施回数	回	1	1	1

国の考え方

・地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

日高村における設定方法

・自立支援協議会等をとおして、必要な支援体制について検討の機会を持つ。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

○成果目標

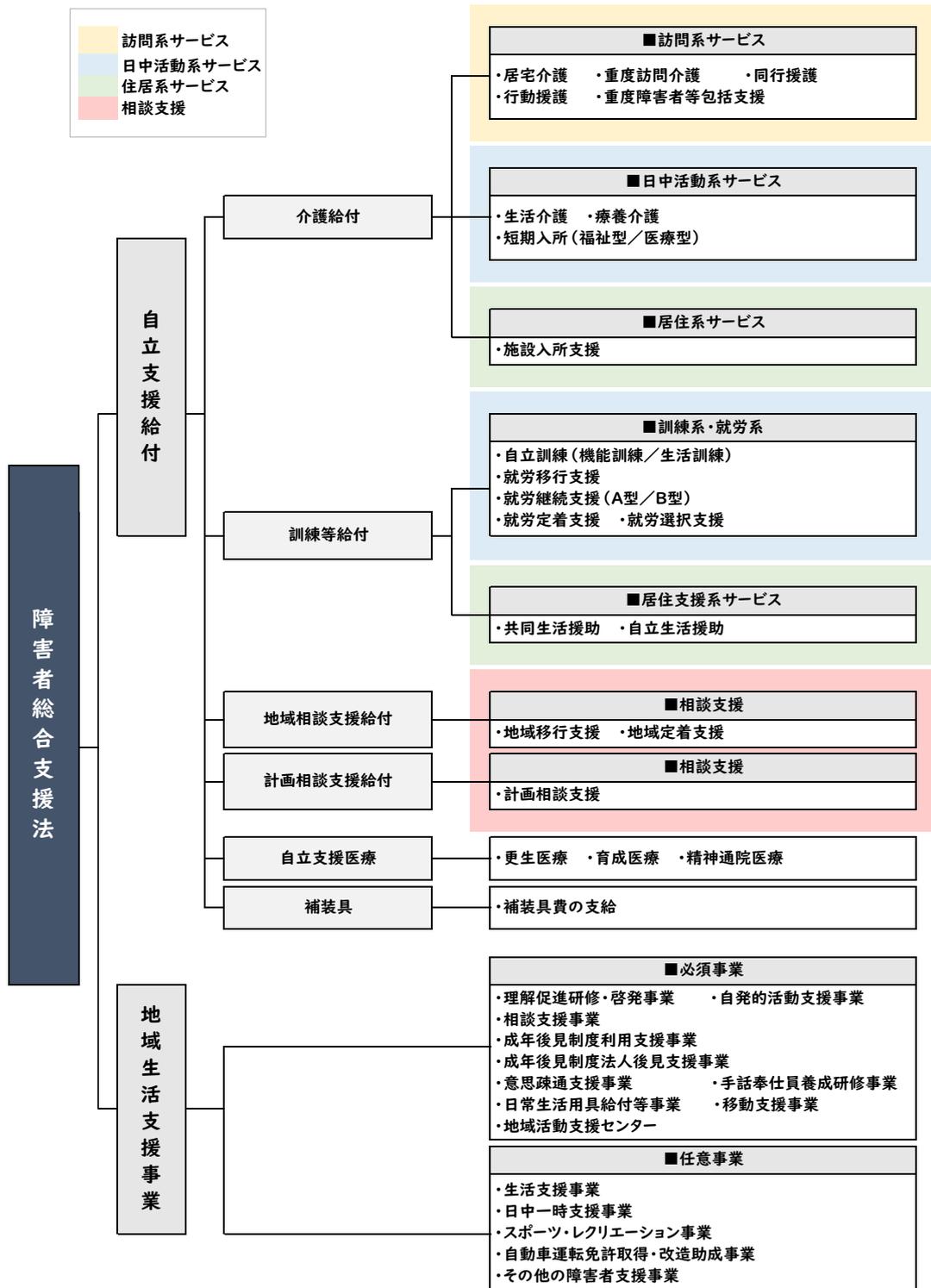
項目	目標	備考
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	有	<u>国の考え方</u> ・令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。 <u>日高村における設定方法</u> ・自立支援協議会等をとおして、必要な支援体制について検討の機会を持つ。

# 第4章 日高村第7期障害福祉計画

## 1 障害福祉サービスと地域生活支援事業について

### ①サービスの体系図

障害者総合支援法では、障害のある人が自らサービスを選択する自立支援給付と地域特性に応じて実施する地域生活支援事業があります。



## ②障害福祉サービスと地域生活支援事業の内容

障害福祉サービスと地域生活支援事業の内容は以下のとおりです。サービス内容の説明は障害福祉サービスの利用動向と見込量にて行います。

障害福祉サービス	
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援
日中活動系サービス	生活介護 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 就労移行支援 就労定着支援 就労選択支援 就労継続支援(A型・B型) 療養介護 短期入所(ショートステイ)
住居系サービス	共同生活援助 施設入所支援 自立生活援助
相談支援	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援

地域生活支援事業	
必須事業	理解促進研修・啓発事業 自発的活動支援事業 相談支援事業 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付等事業 手話奉仕員要請研修事業 移動支援事業 地域活動支援センター
任意事業	生活支援事業 日中一時支援事業 スポーツ・レクリエーション事業 自動車運転免許取得・改造助成事業 その他の障害者支援事業

## 2 障害福祉サービス等の実績及び見込量と確保方策

これまでの利用実績から利用者数の増減数と利用者一人あたりの平均利用時間・日数などを求めるとともに、入所施設や精神科病院から地域へ移行する人、アンケート調査結果等から新たに利用が見込まれる人の数、事業所の定員増、開設予定などを加味し、サービス見込量を算出しています。

### (1) 訪問系サービス・短期入所

#### ① サービスの概要

分類	サービス名	内容
訪問系	居宅介護	障害のある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事等の身体介護や洗濯・掃除等の家事援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由、または重度の知的障害、もしくは精神障害により常時介助を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動中の介護を行います。
	同行援護	重度の視覚障害のある人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。
	行動援護	知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。
	重度障害者等包括支援	障害支援区分6（児童については区分6に相当する心身の状態）で意思の疎通に著しい困難をともなう人に対して、居宅介護等の複数サービスを包括的にを行います。
日中活動系	短期入所	居宅で介護する人が病気等の理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

## ②第6期実績・第7期見込みと確保方策（訪問系サービス）

### ●1か月あたりの利用者数及び量の実績

サービス名	単位	見込量			実績		実績見込
		令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	5年度
訪問系サービス							
居宅介護	利用者数 [人/月]	6	6	6	6	5	6
重度訪問介護							
同行援護							
行動援護	量の見込み [時間/月]	83	83	83	48	52	53
重度障害者等包括支援							

・第6期の実績として、利用者数は計画見込みのとおりでしたが、1か月あたりの利用量は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、見込みを下回っています。

### ●1か月あたりの利用者数及び量の見込み

令和5年度までの各サービス利用実績等をもとに見込みます。第7期計画より、訪問系サービスの見込みは、サービス毎に見込むこととなりました。

サービス名	単位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数[人/月]	6	6	6
	量の見込み[時間/月]	75	75	75
重度訪問介護	利用者数[人/月]	2	2	2
	量の見込み[時間/月]	12	12	12
同行援護	利用者数[人/月]	0	0	0
	量の見込み[時間/月]	0	0	0
行動援護	利用者数[人/月]	0	0	0
	量の見込み[時間/月]	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用者数[人/月]	0	0	0
	量の見込み[時間/月]	0	0	0

### ●サービス提供方針

障害のある人の意向やライフステージ等に応じて適切なサービスが提供できるよう、村内及び近隣自治体の事業所を中心にサービス提供体制の充実に努めます。

### ③第6期実績・第7期見込みと確保方策（短期入所）

#### ●1か月あたりの利用者数及び量の実績

サービス名	単位	見込量			実績			実績見込
		令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	5年度	
日中活動系サービス 短期入所	利用者数 [人/月]	8	8	8	1	2	2	
	量の見込み [人日分/月]	56	56	56	4	6	8	

・第6期の実績として、利用者数及び利用量は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、見込みを大きく下回っています。

#### ●1か月あたりの利用者数及び量の見込み（日中活動系サービス）

令和5年度までの各サービス利用実績等をもとに見込みます。

サービス名	単位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所	利用者数[人/月]	3	3	3
	量の見込み[人日分/月]	21	21	21

#### ●サービス提供方針

利用者が必要とするときに利用できるよう、サービス事業所との調整を通じて、受け入れ体制の充実を図ります。特に、重症心身障害のある人を対象とした短期入所施設の設置に向けて、高知県や近隣自治体とともに検討を進めます。

## (2) 日中活動系サービス

### ① サービスの概要

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要であり、障害支援区分3以上である人及び50歳以上で障害支援区分2以上である人に対して、日中に入浴、排泄、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	機能訓練は、生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練(生活訓練)	生活訓練は、生活を営むうえで生活能力の維持・向上等の支援が必要な人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援(A型)	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(B型)	企業等や就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人等を対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障害支援区分6で、気管切開をともなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人が対象となります。利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。
就労選択支援 【新規】	就労アセスメントの手法を活用して、本人の就労能力や適性、配慮事項などを整理し、本人の希望に応じて、能力などに合致した一般就労と福祉サービスの事業所の選択を可能にする支援です。

## ②第6期実績・第7期見込みと確保方策（生活介護）

### ●1か月あたりの利用者数及び量の実績

サービス名	単 位	見込量			実 績			実績見込
		令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	5年度	
生活介護	利用者数 [人/月]	18	18	18	18	17	17	
	量の見込み [人日分/月]	414	414	414	376	355	370	

・第6期の実績として、利用者数は計画見込みのとおりでしたが、1か月あたりの利用量は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、見込みを大きく下回っています。

### ●1か月あたりの利用者数及び量の見込み

令和5年度までの各サービス利用実績等をもとに見込みます。第7期計画より、生活介護利用者のうち、重度障害を有する方を見込むこととなりました。

サービス名	単 位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数[人/月]	16	16	16
	量の見込み[人日分/月]	368	368	368
うち重度障害を有する方	利用者数[人/月]	7	7	7
	量の見込み[人日分/月]	184	184	184

### ●サービス提供方針

適切なサービスの提供ができるよう、関係機関と連携をしながら実施していきます。

## ③第6期実績・第7期見込みと確保方策（自立訓練（機能訓練・生活訓練））

### ●1か月あたりの利用者数及び量の実績

サービス名	単 位	見込量			実 績			実績見込
		令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	5年度	
自立訓練（機能訓練）	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	0	0	
	量の見込み [人日分/月]	0	0	0	0	0	0	
自立訓練（生活訓練）	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	0	0	
	量の見込み [人日分/月]	0	0	0	0	0	0	

・第6期は、利用見込み及び利用実績はありません。

●1か月あたりの利用者数及び量の見込み

令和5年度までの各サービス利用実績等をもとに見込みます。第7期計画より、生活介護利用者のうち、重度障害を有する方を見込むこととなりました。

サービス名	単位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練(機能訓練)	利用者数[人/月]	0	0	0
	量の見込み[人日分/月]	0	0	0
うち重度障害を有する方	利用者数[人/月]	0	0	0
	量の見込み[人日分/月]	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	利用者数[人/月]	0	0	0
	量の見込み[人日分/月]	0	0	0
うち重度障害を有する方	利用者数[人/月]	0	0	0
	量の見込み[人日分/月]	0	0	0

●サービス提供方針

自立訓練(機能訓練・生活訓練)の見込みとしては0としていますが、関係機関と連携を行いながら、利用意向に応じたサービスの提供が行えるよう努めます。

#### ④第6期実績・第7期見込みと確保方策(就労移行支援)

●1か月あたりの利用者数及び量の実績

サービス名	単位	見込量			実績			実績見込
		令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	5年度	
就労移行支援	利用者数[人/月]	1	1	1	5	4	2	
	量の見込み[人日分/月]	0	0	0	62	70	21	

・第6期の実績は、利用人数及び利用量ともに大きく見込みを上回っています。

●1か月あたりの利用者数及び量の見込み

令和5年度までの各サービス利用実績等をもとに見込みます。

サービス名	単位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	利用者数[人/月]	1	2	2
	量の見込み[人日分/月]	23	46	46

●サービス提供方針

就労に向けたニーズが増えていることから、ハローワークをはじめ、就労支援に関わる関係機関と連携をしながらサービスの提供を促進していきます。

⑤第6期実績・第7期見込みと確保方策（就労継続支援A・B型）

●1か月あたりの利用者数及び量の実績

サービス名	単位	見込量			実績			実績見込
		令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	5年度	
就労継続支援(A型)	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	0	0	
	量の見込み [人日分/月]	0	0	0	0	0	0	
就労継続支援(B型)	利用者数 [人/月]	17	17	17	12	14	15	
	量の見込み [人日分/月]	391	391	391	225	238	240	

- ・第6期は、就労継続支援(A型)の利用見込み及び実績ともにありません。
- ・就労継続支援(B型)は、利用者数及び利用量ともに見込みを大きく下回りました。

●1か月あたりの利用者数及び量の見込み

令和5年度までの各サービス利用実績等をもとに見込みます。

サービス名	単位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援(A型)	利用者数[人/月]	1	1	1
	量の見込み[人日分/月]	23	23	23
就労継続支援(B型)	利用者数[人/月]	14	13	13
	量の見込み[人日分/月]	322	299	299

●サービス提供方針

就労継続支援(A型)は、関係機関と連携を行いながら、利用意向に応じたサービスの提供が行えるよう努めます。

就労継続支援(B型)は、関係機関と連携、調整を行いながら、個々のニーズ、能力に応じたサービスの提供を行います。

## ⑥第6期実績・第7期見込みと確保方策（療養介護）

### ●1か月あたりの利用者数及び量の実績

サービス名	単 位	見込量			実 績			実績見込
		令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	5年度	
療養介護	利用者数 [人/月]	1	1	1	1	1	2	

・第6期の実績として、利用者数は、見込を若干上回りました。

### ●1か月あたりの利用者数及び量の見込み

令和5年度までの各サービス利用実績等をもとに見込みます。

サービス名	単 位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用者数[人/月]	2	2	2

### ●サービス提供方針

現在は2人の利用があります。今後も関係機関と連携をしながらサービスを提供していきます。

## ⑦第6期実績・第7期見込みと確保方策（就労定着支援）

### ●1か月あたりの利用者数及び量の実績

サービス名	単 位	見込量			実 績			実績見込
		令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	5年度	
就労定着支援	利用者数 [人/月]	0	0	0	2	1	1	
	量の見込み [人日分/月]	0	0	0	1	1	1	

・第6期の実績は、利用人数及び利用量ともに見込みを上回っています。

### ●1か月あたりの利用者数及び量の見込み

令和5年度までの各サービス利用実績等をもとに見込みます。

サービス名	単 位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	利用者数[人/月]	1	1	1
	量の見込み[人日分/月]	1	1	1

### ●サービス提供方針

就労に伴う環境変化により生じた生活面の課題が解決できるよう、関係機関と連携し、サービスの提供に努めます。

## ⑧第6期実績・第7期見込みと確保方策（就労選択支援）

### ●1か月あたりの利用者数及び量の実績

・令和7年度新設のサービスにつき、見込み及び実績はありません。

### ●1か月あたりの利用者数及び量の見込み

令和5年度までの各サービス利用実績等をもとに見込みます。

サービス名	単位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	利用者数[人/月]	—		
	量の見込み[人日分/月]	—		

### ●サービス提供方針

就労を希望する障害者に対し、就労支援に関わる関係機関と連携し、就労体験をとおして本人の強みや弱みを整理することで、働き方の選択を支援していきます。

### (3) 居住系サービス

#### ① サービスの概要

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	就労や生活介護または就労継続支援等の日中活動を利用している障害のある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。
施設入所支援	生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源等の状況により通所することが困難な人に対して、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人で、一人暮らしを希望する人などが対象となります。一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

#### ② 第6期実績・第7期見込みと確保方策（共同生活援助）

##### ● 1か月あたりの利用者数及び量の実績

サービス名	単位	見込量			実績		実績見込
		令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	5年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 [人/月]	10	10	10	9	9	9

・第6期の実績として、利用者数は見込みを若干下回りました。

##### ● 1か月あたりの利用者数及び量の見込み

令和5年度までの各サービス利用実績等をもとに見込みます。第7期計画より、共同生活援助利用者のうち、重度障害を有する方を見込むこととなりました。

サービス名	単位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数[人/月]		8	8
うち重度障害を有する方	利用者数[人/月]		0	0

##### ● サービス提供方針

障害のある人の地域における生活の充実を図るため、運営法人等への指導・助言等を行います。また、近隣自治体や関係機関との連携を行い、提供体制の確保に努めます。適切なサービスの提供ができるよう、関係機関と連携をしながら実施していきます。

### ③第6期実績・第7期見込みと確保方策（施設入所支援）

#### ●1か月あたりの利用者数及び量の実績

サービス名	単位	見込量			実績			実績見込
		令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	5年度	
施設入所支援	利用者数 [人/月]	10	10	10	10	10	10	

・第6期の実績として、利用者数は見込みのとおりとなりました。

#### ●1か月あたりの利用者数及び量の見込み

令和5年度までの各サービス利用実績等をもとに見込みます。第7期計画より、施設入所支援利用者のうち、重度障害を有する方を見込むこととなりました。

サービス名	単位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	利用者数[人/月]	9	8	8
うち重度障害を有する方	利用者数[人/月]	8	7	7

#### ●サービス提供方針

広域的な調整を行い、サービスの提供を促進します。また、入所者の高齢化に伴い、必要に応じて介護保険サービスへのスムーズな移行につなげます。

### ④第6期実績・第7期見込みと確保方策（自立生活援助）

#### ●1か月あたりの利用者数及び量の実績

サービス名	単位	見込量			実績			実績見込
		令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	5年度	
自立生活援助	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	0	0	

・第6期は、利用見込み及び利用実績はありません。

#### ●1か月あたりの利用者数及び量の見込み

令和5年度までの各サービス利用実績等をもとに見込みます。

サービス名	単位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	利用者数[人/月]	0	0	0
うち重度障害を有する方	利用者数[人/月]	0	0	0

#### ●サービス提供方針

サービス提供事業所が県下で2件しかいないため、本村での利用見込みとしては0としていますが、一人暮らしを希望する方への支援がスムーズに行えるよう、情報提供や関係機関との連携に努めます。

## (4) 相談支援

### ① サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	指定特定相談支援事業者が介護給付費等の支給決定等について、サービス等利用計画案を作成します。村はこの計画案を勘案し支給決定を行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が少なくとも年1回は継続サービス利用支援を行い、サービスが適当かを検討(モニタリング)します。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障害のある人に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

### ② 第6期実績・第7期見込みと確保方策(計画相談支援)

#### ● 1か月あたりの利用者数及び量の実績

サービス名	単位	見込量			実績			実績見込
		令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	5年度	
計画相談支援	利用者数 [人/月]	6.8	6.8	6.8	4.1	4.1	4.1	

・第6期の実績として、令和5年度の利用者数は見込みを下回りました。

#### ● 1か月あたりの利用者数及び量の見込み

令和5年度までの各サービス利用実績等をもとに見込みます。相談支援事業は、今後、包括的な相談支援体制を構築し、相談体制を強化していくことで、今後は利用が微増するものと見込みます。

サービス名	単位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数[人/月]	4.1	4.5	4.5

#### ● サービス提供方針

すべてのサービス利用対象者への適切な相談支援が実施できるよう、民間事業者等の参入を促進し、サービス供給体制の充実を図ります。また、相談支援従事者研修の受講を促進し、相談支援専門員の育成、確保に努めます。

### ③第6期実績・第7期見込みと確保方策（地域移行支援）

#### ●1か月あたりの利用者数及び量の実績

サービス名	単 位	見込量			実 績		実績見込
		令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	
地域移行支援	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	0	0

・第6期は、利用見込み及び利用実績はありません。

#### ●1か月あたりの利用者数及び量の見込み

令和5年度までの各サービス利用実績等をもとに見込みます。

サービス名	単 位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	利用者数[人/月]	0	0	0

#### ●サービス提供方針

見込みとしては0としていますが、地域への移行がスムーズに行えるよう、情報提供やサービスの質の向上、医療機関を含めた関係機関との連携に努めます。

### ④第6期実績・第7期見込みと確保方策（地域定着支援）

#### ●1か月あたりの利用者数及び量の実績

サービス名	単 位	見込量			実 績		実績見込
		令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	
地域定着支援	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	0	0

・第6期は、利用見込み及び利用実績はありません。

#### ●1か月あたりの利用者数及び量の見込み

令和5年度までの各サービス利用実績等をもとに見込みます。

サービス名	単 位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	利用者数[人/月]	0	0	0

#### ●サービス提供方針

見込みとしては0としていますが、地域への移行がスムーズに行えるよう、情報提供やサービスの質の向上、関係機関との連携に努めます。

### 3 地域生活支援事業の実績及び見込量と確保方策

#### (1) 必須事業

##### ①理解促進研修・啓発事業

事業名	事業概要
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域住民を対象とした障害や障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。

##### ■サービス提供にあたっての考え方

広報紙など多様な広報・情報媒体を活用するとともに、講演会やイベントの開催、サービス事業所における交流事業などを実施することにより、障害のある人に関する情報提供、啓発に努めます。

##### ②自発的活動支援事業

事業名	事業概要
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動、障害のある人も含めた地域における災害対策活動や日常的な見守り活動、これらの活動に関わるボランティアの養成など、地域において自発的に行われる活動を支援するものです。

##### ■サービス提供にあたっての考え方

障害のある人自らや家族・支援者が組織する団体・グループの育成・活性化を図ります。また、障害のある人が地域において安心して暮らせるよう、地域福祉活動や防災面での取組などと連携し、住民による自発的な活動を促進します。

##### ③相談支援事業

事業名	事業概要
相談支援事業 障害者相談支援事業	障害のある人や家族を対象とする相談支援事業を実施し、必要な情報提供や関係機関との調整、権利擁護のために必要な援助等を行い、障害のある人の地域における生活を総合的にサポートします。

##### ●事業実績

サービス名	単位	実績		実績見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	利用者数[人/月]	1	1	1

##### ■サービス提供にあたっての考え方

身体障害者相談員及び知的障害者相談員による相談日を設置し、障害のある人や家族の相談に応じて、必要な情報提供、権利擁護のための援助に努めます。

事業名	事業概要
相談支援事業 基幹相談支援センター機能強化事業	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関となる基幹相談支援センターの設置に向けて協議・調整を進めます。

■サービス提供にあたっての考え方

基幹相談支援センターの単独設置はせず、健康福祉課の保健師等により、地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行・地域定着に向けた取組の実施など、相談支援機能の強化を図ります。

事業名	事業概要
相談支援事業 住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対して、入居に必要な調整等支援を行います。また、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。

■サービス提供にあたっての考え方

今後必要に応じて対応していきます。

#### ④成年後見制度利用支援事業

事業名	事業概要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度は、知的障害や精神障害があり判断能力が不十分な人が、不利益を被らずに地域で安心して暮らせるように、本人に代わって成年後見人等が財産管理や福祉サービスの契約を行うものです。 成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）の支払いが困難な人について、申立て費用の助成、必要に応じて後見人等の報酬を助成します。

■サービス提供にあたっての考え方

制度が必要な人に必要な支援が届くように中核機関を設置し、制度の積極的な広報や相談対応を実施して権利擁護に努めます。

#### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

事業名	事業概要
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図るものです。

■サービス提供にあたっての考え方

法人後見事業の実施に向けて検討を進めていきます。

## ⑥意思疎通支援事業

事業名	事業概要
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人を対象として、手話通訳者や要約筆記者等の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳による支援などの事業を実施し、意思疎通の円滑化を図ります。

### ■サービス提供にあたっての考え方

意思疎通の円滑化を図るため、必要に応じて対応していきます。

## ⑦手話奉仕員養成研修事業

事業名	事業概要
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成研修事業は、聴覚障害のある人の社会参加や交流活動のための支援者として期待できる日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を講習等により養成するものです。

### ■サービス提供にあたっての考え方

福祉人材の育成の一環として、事業については、必要に応じて対応していきます。

## ⑧日常生活用具給付等事業

事業名	事業概要
日常生活用具給付等事業	障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具等（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具）を給付します。

### ●第6期計画事業見込み及び実績

サービス名	単位	実績		実績見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	給付件数[件]	1	1	1
自立生活支援用具	給付件数[件]	0	0	1
在宅療養等支援用具	給付件数[件]	0	1	0
情報・意思疎通支援用具	給付件数[件]	3	3	3
排泄管理支援用具	給付件数[件]	126	126	130
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数[件]	0	0	1

### ●第7期計画事業見込み

サービス名	単位	計画見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	利用者数[人/月]	1	1	1
介護・訓練支援用具	給付件数[件]	1	1	1
自立生活支援用具	給付件数[件]	1	1	1
在宅療養等支援用具	給付件数[件]	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	給付件数[件]	3	3	3
排泄管理支援用具	給付件数[件]	130	130	130
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数[件]	1	1	1

### ■サービス提供にあたっての考え方

利用者の経済的負担の軽減だけでなく、個々のニーズにあった適切な給付が行えるよう努めます。

## ⑨移動支援事業

事業名	事業概要
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出に対し、必要に応じて、個別支援型・グループ支援型・車両貸出型による移動の支援を行います。

### ●事業実績

サービス名	単位	実績		実績見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	利用者数[人/年]	3	3	3
	利用時間[時間/月]	0.5	0.5	0.5

### ■サービス提供にあたっての考え方

個々の利用意向により、適切な支援が行えるよう努めます。

## ⑩地域活動支援センター

事業名	事業概要
地域活動支援センター	障害のある人や障害のある子どもが、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、創作的活動または生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図る場の提供を行います。

### ■サービス提供にあたっての考え方

本村においてはあったかふれあいセンター事業で対応することを検討していきます。

## (2) 任意事業

### ① 生活支援事業

事業名	事業概要
生活支援事業	園芸教室や陶芸、絵画、ソーシャルスキルトレーニング(SST)、3B体操等を通じた生活訓練や交流活動の実施、福祉機器の改修・修理・再利用に向けた事業を実施します。

#### ■ サービス提供にあたっての考え方

必要な人に必要な支援が届くように事業について積極的な周知・情報提供に努めます。

### ② 日中一時支援事業

事業名	事業概要
日中一時支援事業	障害のある児童の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

#### ■ サービス提供にあたっての考え方

事業についての周知・情報提供に努めます。

#### ● 事業実績

サービス名	単位	実績		実績見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	利用者数[人/年]			

#### ■ サービス提供にあたっての考え方

在宅で生活する重度行動障害のある方の日中の居場所として個々の利用意向により、必要に応じた利用ができるよう取り組みます。

### ③スポーツ・レクリエーション事業

事業名	事業概要
スポーツ・レクリエーション事業	スポーツ大会やレクリエーション、文化活動を行うことにより、障害のある人の社会参加を促進します。

#### ●事業実績

サービス名	単位	実績		実績見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
スポーツ・レクリエーション事業	利用者数[人/年]	502	510	401
	開催回数[回/年]	14	15	15

#### ●第7期計画事業見込み

サービス名	単位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツ・レクリエーション事業	利用者数[人/年]	500	500	500
	開催回数[回/年]	15	15	15

#### ■サービス提供にあたっての考え方

障害の有無に関係なく、スポーツや文化活動などの社会参加が自由に行えるよう、事業の充実に努めます。

### ④自動車運転免許取得・改造助成事業

事業名	事業概要
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許取得及び自動車改造に要する費用の一部を助成します。

#### ■サービス提供にあたっての考え方

利用者の経済的負担を解消するだけでなく、社会参加への促進の視点も踏まえ実施します。

### (3) その他の障害者支援事業

#### ① タクシー券・ガソリン券の支給

事業名	事業概要
タクシー券・ガソリン券の支給	在宅の重度の障害のある人等を対象に、タクシーチケットやガソリン券の配布を行い、移動の支援を実施します。

#### ● 事業実績

サービス名	単位	実績		実績見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
タクシー券・ガソリン券の支給	支給数[人/年]	124	133	135

#### ● 第7期計画事業見込み

サービス名	単位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
タクシー券・ガソリン券の支給	支給数[人/年]	130	130	130

#### ■ サービス提供にあたっての考え方

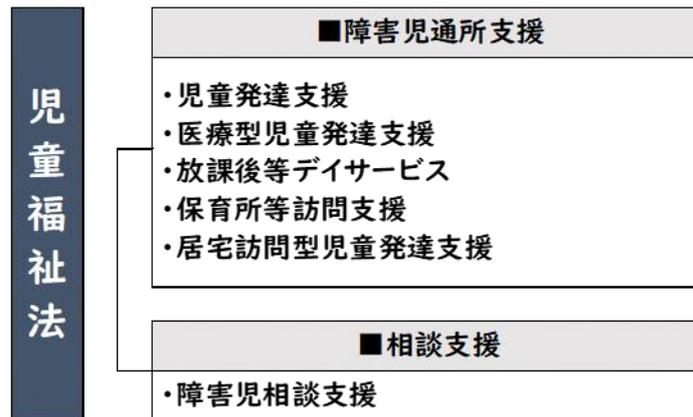
利用者の経済的負担を解消するだけでなく、移動手段の確保に努めます。

# 第5章 日高村第3期障害児福祉計画

## 1 障害児福祉サービスについて

### ①サービスの体系図

障害児福祉サービスの体系図は以下のとおりです。



### ②障害児福祉サービスの内容

障害児福祉サービスの内容は以下のとおりです。

サービス内容の説明は障害児福祉サービスの利用動向と見込量にて行います。

障害児支援	
障害児通所支援	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援
相談支援	障害児相談支援

## 2 障害児福祉サービス等の実績及び見込量と確保方策

これまでの利用実績から、利用者数の増減数と利用者一人あたりの平均利用時間・日数などを求めるとともに、アンケート調査結果等から新たに利用が見込まれる人の数、サービス事業所の定員などを加味し、サービス見込量を算出しています。

### (1) 障害児通所支援

#### ① サービスの概要

サービス名	内容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。
放課後等デイサービス	就学児を対象に、学校終了後または休校日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所や小学校等における児童に対する支援を通じ、児童が集団生活に適應できるようにすることを目的に、療育経験のある専門職員がニーズに応じて保育所や小学校等を訪問し相談・支援を行います。 ※上記以外にも、母子保健担当保健師と教育委員会子ども支援室の職員、児童発達心理士等で連携し、気になる子どもの日々の様子を確認しながら、随時保育園を訪問し、保育士からの相談を受けています。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害があり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障害のある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

## ②第2期実績・第3期見込みと確保方策（児童発達支援）

### ●1か月あたりの利用者数及び量の実績

サービス名	単位	見込量			実績			実績見込
		令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	5年度	
児童発達支援	利用者数 [人/月]	9	9	9	5	6	9	
	量の見込み [人日分/月]	87	87	87	56	52	87	

・第2期実績として、令和3・4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、見込みを大きく下回りましたが、令和5年度は見込みのとおりとなっています。

### ●1か月あたりの利用者数及び量の見込み

令和5年度までの各サービス利用実績等をもとに見込みます。第7期計画より、生活介護利用者のうち、重度障害を有する方を見込むこととなりました。

サービス名	単位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数[人/月]	6	5	3
	量の見込み[人日分/月]	65	55	30

### ●サービス提供方針

サービス利用者への必要な情報提供等に努めるとともに、地域における身近な療育の場として引き続きサービスの充実に努めます。

## ③第2期実績・第3期見込みと確保方策（医療型児童発達支援）

### ●1か月あたりの利用者数及び量の実績

サービス名	単位	見込量			実績			実績見込
		令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	5年度	
医療型児童発達支援	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	0	0	
	量の見込み [人日分/月]	0	0	0	0	0	0	

・第2期計画において、見込み・実績ともにありません。

### ●1か月あたりの利用者数及び量の見込み

令和5年度までの各サービス利用実績等をもとに見込みます。

サービス名	単位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療型児童発達支援	利用者数[人/月]	0	0	0
	量の見込み[人日分/月]	0	0	0

●サービス提供方針

見込みとしては0としていますが、今後必要に応じて対応できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有を行います。

#### ④第2期実績・第3期見込みと確保方策（放課後等デイサービス）

●1か月あたりの利用者数及び量の実績

サービス名	単 位	見込量			実 績		実績見込
		令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	
放課後等デイサービス	利用者数 [人/月]	13	13	13	8	12	8
	量の見込み [人日分/月]	158	158	158	127	124	130

・第2期実績として、令和3・5年度は、利用者数及び利用量は見込みを大きく下回っています。

●1か月あたりの利用者数及び量の見込み

令和5年度までの各サービス利用実績等をもとに見込みます。

サービス名	単 位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	利用者数[人/月]	11	11	12
	量の見込み[人日分/月]	132	117	127

●サービス提供方針

放課後等デイサービスについては需要が高まり、増加が見込まれることが考えられます。必要なサービスが適切に提供できるよう、提供体制の確保と質の向上を図ります。

#### ⑤第2期実績・第3期見込みと確保方策（保育所等訪問支援）

●1か月あたりの利用者数及び量の実績

サービス名	単 位	見込量			実 績		実績見込
		令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	
保育所等訪問支援	利用者数 [人/月]	2	2	2	0	0	2
	量の見込み [人日分/月]	3	3	3	0	0	3

・第2期実績として、令和4年度までは、利用者数及び利用実績はありませんでしたが、令和5年度は見込みのとおりとなっています。

●1か月あたりの利用者数及び量の見込み

令和5年度までの各サービス利用実績等をもとに見込みます。

サービス名	単位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	利用者数[人/月]	3	3	3
	量の見込み[人日分/月]	6	6	6

●サービス提供方針

保育所等訪問支援については需要が高まり、増加が見込まれることが考えられます。必要なサービスが適切に提供できるよう、提供体制の確保と質の向上を図ります。

## ⑥第2期実績・第3期見込みと確保方策（居宅訪問型児童発達支援）

●1か月あたりの利用者数及び量の実績

サービス名	単位	見込量			実績			実績見込
		令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	5年度	
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	0	0	
	量の見込み [人日分/月]	0	0	0	0	0	0	

・第2期計画において、見込み・実績ともにありません。

●1か月あたりの利用者数及び量の見込み

令和5年度までの各サービス利用実績等をもとに見込みます。

サービス名	単位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数[人/月]	0	0	0
	量の見込み[人日分/月]	0	0	0

●サービス提供方針

今後必要に応じて対応できるよう、関係機関と連携し、情報共有を行っていきます。

また、転入等の事由により急遽対応が必要になった場合においても、すぐに対応できる体制を整えることができるよう、日ごろから医療機関や児童発達支援センター等との情報共有を行うとともに、マンパワーの確保に努めます。

## (2) 障害児相談支援

### ① サービスの概要

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児福祉サービスまたは地域生活支援事業を利用する障害のある児童に対し、支給決定時において、障害児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。また、支給決定後において、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行います。

### ② 第2期実績・第3期見込みと確保方策（障害児相談支援）

#### ● 1か月あたりの利用者数及び量の実績

サービス名	単位	見込量			実績		実績見込
		令和3年度	4年度	5年度	令和3年度	4年度	5年度
障害児相談支援	利用者数 [人/月]	5.4	5.4	5.4	2.2	6.3	5.0

・第2期実績として、令和3年度は、見込みを大きく下回りましたが、令和4年度は見込みを上回っています。概ね、見込みのとおりとなっています。

#### ● 1か月あたりの利用者数及び量の見込み

令和5年度までの各サービス利用実績等をもとに見込みます。第7期計画より、生活介護利用者のうち、重度障害を有する方を見込むこととなりました。

サービス名	単位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数[人/月]	7	9	9

#### ● サービス提供方針

計画相談支援、地域生活支援事業における障害者（児）相談支援事業との連携、一体的な対応を図りながら、障害のある子どもやその家族を切れ目なく支えることができるよう、相談支援体制の充実、相談支援専門員の育成・確保等に努めます。

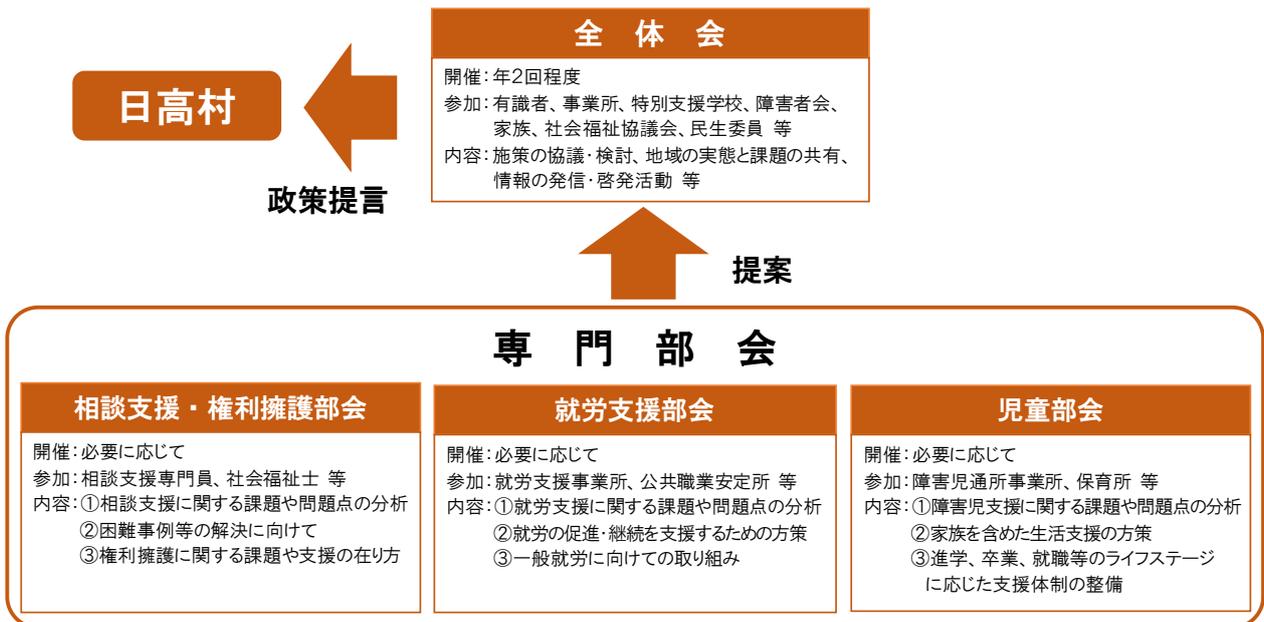
# 第6章 計画の推進体制と進行管理

## 1 計画の進行管理

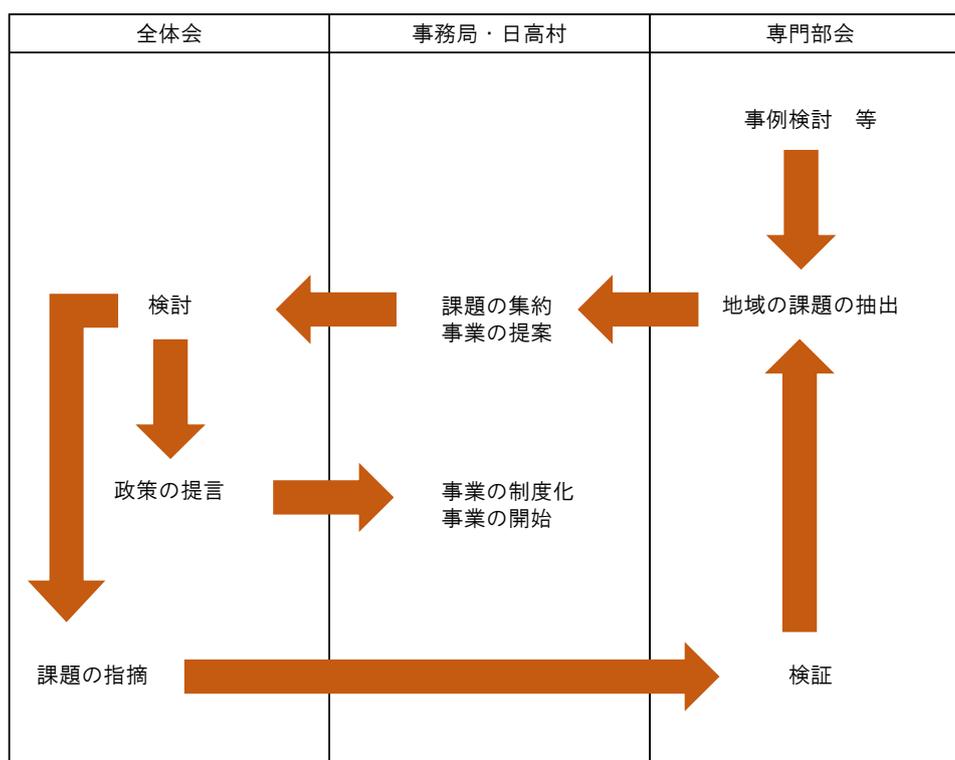
本計画の推進にあたっては、各施策や事業の実施状況について定期的に点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

また、住民・事業者・村の協働・連携による計画推進を図るため、障害者会や各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者等で構成される「日高村地域自立支援協議会」及びその専門部会において計画の進捗状況等を年に1回以上報告し、適正に施策が実行されているか評価・検討を行うとともに、幅広い住民意見の把握に努め、施策・事業の一層の推進や計画の見直し、次期計画の策定等に適宜反映していきます。

日高村地域自立支援協議会の構成と活動内容



## 地域自立支援協議会における検討の流れ



## 2 計画推進体制の充実

### (1) 庁内連携の強化

障害者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、あらゆる分野、領域にわたっています。このため、庁内関係各課による情報交換や意見交換に努めるなど、行政各分野間における連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取組を推進していきます。

### (2) 関係機関・団体等との連携・ネットワークづくり

障害のある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及びサービス事業所、企業・事業者、行政等の役割を明確にしなが、相互の連携強化を図り、地域社会をあげた生活支援体制の確立を図ります。特に、相談支援事業者やサービス事業者の連携・調整を促進し、必要な人に必要な支援・サービスが行き届くようサービス体制の充実に努めます。

また、日高村における各種計画との連携・調整に努めるとともに、国や高知県、関係する事業者等と連携を図りながら、サービス提供を適切に行える体制の整備に努めていきます。

## 参考資料



# I 策定体制と経過

## (1) 日高村第5次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会 委員名簿

所属	氏名	備考
高知県立大学特任教授	森下 安子	委員長
高知県中央西福祉保健所次長	濱田 純	
コスモスの里施設長	井上 章	
土佐平成福社会施設長	吉川 尚秀	
高知県立日高特別支援学校 学校長	松田 真一	
NPO法人日高わのわ会事務局長	安岡 千春	
グッドサポート相談支援専門員	島村 直和	
日高村障害者会会長	西内 恵美子	
日高村障害者会家族代表	坂東 眞喜子	
日高村社会福祉協議会事務局長	浜永 鈴美	
高知労働局いの公共職業安定所所長	込山 由美	
日高村民生児童委員協議会障害児(者)福祉部会委員長	岡田 訓	

## (2) 計画策定の経過

年月日	内容
令和5(2023)年 8月24日	令和5年度 第1回日高村第5次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会 ・計画の位置づけについて ・計画策定に向けて国の基本指針等の説明 ・アンケート案について提案 ・意見及び質疑応答 ・今後のスケジュール
9月25日～10月13日	日高村新たな障害者福祉計画・障害児福祉計画の策定に向けたアンケート調査 実施
令和6年(2024年) ●月●日～●月●日	令和5年度 第2回日高村第5次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会(書面開催) ・アンケートの集計結果について ・計画の素案について
●月●日～●月●日	パブリックコメント実施
3月14日	令和5年度 第3回日高村第5次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会 ・計画案について(計画の承認) ・意見及び質疑応答

## 2 日高村内の社会資源

### ○市町村の活動

名称	問い合わせ先	活動内容
日高村障害者会	日高村社会福祉協 議会内 Tel:0889-24-5310	・ペタンクやフライングディスクなど、各種スポーツの 実施。 ・障害者交流事業、障がい者福祉大会の実施。 ・高知県障害者スポーツ大会などへの参加。

### ○障害者ふれあいカフェ

名称	問い合わせ先	活動内容
日高村障害者会 日高村社会福祉 協議会	日高村社会福祉協 議会内 Tel 0889-24-5310	・毎月1回実施。 ・コーヒーやお茶を飲みながら団らんし、様々な人た ちが交流。

### ○障害者相談員

令和6(2024)年3月時点

	氏名	住所
身体障害者相談員	西内 恵美子	日高村本郷
知的障害者相談員	大川 わき	日高村本郷

### ○児童発達支援センター、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス

令和6(2024)年3月時点

名称	設置主体	所在地	電話番号
ぷらうらんどkouminkanひだか	社会福祉法人ぷらうらんど	日高村下分887	0889-24-7955

### ○障害福祉サービス事業所

令和6(2024)年3月時点

事業所名	設置主体	所在地/電話番号 &FAX	活動内容	利用日 時間	事業類型	定員
ライフファクト リー茂平	NPO法人 日高わのわ会	日高村沖名3-2 Tel 0889-24-4004 FAX 0889-20-1722	・清掃業務 ・喫茶営業 ・配食サービス ・ハウス作業 ・軽作業	月～金曜 9:00～ 15:00	就労移行	10名
					B型	10名

○指定相談支援事業所

令和6(2024)年3月時点

事業所名	電話番号	FAX	事業所所在地	主たる対象			
				身体	知的	精神	児童
指定相談支援事業所 わのわ	0889-24-4004	0889-20-1722	日高村沖名3-2	●	●	●	
日高村社会福祉協議 会相談支援事業所	0889-24-5310	0889-24-7626	日高村沖名5	●	●	●	

○居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護 指定事業所

令和6(2024)年3月時点

事業所			サービス				主たる対象			
名称	電話番号	所在地	居宅 介護	重度 訪問	同行 援護	行動 援護	身体	知的	精神	児童
ヘルパーステーションひだか	0889-20-1665	日高村沖名1	●	●			●		●	

○グループホーム(GH/共同生活援助)指定事業所

令和6(2024)年3月時点

事業所	問い合わせ先		主たる対象		
名称	施設名	電話番号	身体	知的	精神
グループホーム 輪が家	NPO法人日高わのわ会	0889-24-4004		●	●



日高村第7期障害福祉計画  
日高村第3期障害児福祉計画

令和6(2024)年3月

《編集・発行》

日高村役場 健康福祉課

〒781-2194 高知県高岡郡日高村本郷61-1

電話 0889-24-5197 FAX 0889-24-7900

